

源泉所得税の改正のあらまし

平成 30 年 4 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。
平成 30 年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、平成 30 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

1 少額投資非課税制度（NISA）について、非課税適用確認書等の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出をして非課税口座が開設できることとされました。

この改正は、平成 31 年（2019 年）1 月 1 日以後に提出をする非課税口座簡易開設届出書について適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

非課税口座を新規に開設しようとする居住者^(注1)又は恒久的施設を有する非居住者^(注2)（非課税口座を開設しようとする年の 1 月 1 日において 20 歳以上の人に限ります。以下「居住者等」といいます。）は、金融商品取引業者等の営業所の長を経由し、税務署長に対して非課税適用確認書の交付申請を行います。

非課税適用確認書の交付申請を受けた税務署長は、過去に同一の勘定設定期間に係る申請がないことを確認した上で、金融商品取引業者等の営業所の長を経由し、居住者等に非課税適用確認書を交付します。

居住者等は、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書を添付した非課税口座開設届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出することにより、非課税口座を開設することができることとされています。

(注) 1 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人をいいます。以下同じです。

2 非居住者とは、居住者以外の個人をいいます。以下同じです。

(2) 改正の内容

上記(1)の開設手続に加えて、非課税口座を新規に開設しようとする居住者等は、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税適用確認書等の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出ができることとされ、その提出をした日に非課税口座を開設することができることとされました。

(注) 1 この改正は、NISAが対象であり、未成年者少額投資非課税制度（以下「ジュニアNISA」といいます。）は対象外となります。

2 既に非課税口座を開設している場合には、金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座簡易開設届出書の提出をすることはできません。

3 平成 30 年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請を行った場合には、金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座簡易開設届出書の提出をすることはできません。

4 上記 2 又は 3 の場合に非課税口座簡易開設届出書の提出をして開設された非課税口座は、その開設のときから一般口座（課税対象）として取り扱われます。

2 NISAにおいて非課税口座廃止届出書を提出する居住者等が、その届出書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所の長に個人番号の告知をしていない場合には、その営業所の長が所轄税務署長に提供する廃止届出事項から個人番号を除外することとされました。

この改正は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日以後に廃止届出事項が提供される場合について適用されます。

3 非課税口座内上場株式等について、NISAの非課税期間終了の日に、非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設している場合には、その金融商品取引業者等の営業所の長に対する移管依頼書の提出により他の年分の非課税管理勘定又は特定口座以外の他の保管口座に移管されるものを除き、その特定口座に移管されることとされました。

(注) ジュニアNISAにおける非課税期間が終了した未成年者口座内上場株式等の移管(課税未成年者口座を構成する特定口座への移管を含みます。)についても同様の改正が行われました。

4 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、一定の譲渡制限付株式で、その譲渡制限が解除された時に、その譲渡制限付株式が管理されている口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるものが追加されました。

また、特定口座で管理されている上場株式等を発行した法人は、分割型分割等を行った場合には、その特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その上場株式等及びその特定口座を開設する者がその分割型分割等により取得した上場株式等の取得価額の計算に必要な情報を通知しなければならないこととされました。

これらの改正は、平成30年(2018年)4月1日以後に譲渡制限が解除される一定の譲渡制限付株式及び同日以後に行われる分割型分割等について適用されます。

5 提出者の個人番号を記載しなければならないこととされている申告書等のうち、一定のものについて、提出者の個人番号の記載を要しないこととされました。

この改正は、平成30年(2018年)4月1日以後に提出する申告書等について適用されます。

次に掲げる氏名又は住所の変更に係る申告書又は届出書(以下「申告書等」といいます。)を提出する場合には、その申告書等を提出する人の個人番号の記載を要しないこととされました(既に個人番号を提供済みの人に限りです。)

- (1) (特別) 非課税貯蓄に関する異動申告書
- (2) (特別) 非課税貯蓄申告書を提出した人が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書
- (3) 利子、配当等の受領者の告知など、告知等をする人が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書
- (4) 交付金銭等又は償還金等の受領者が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書
- (5) 特定寄附信託異動申告書
- (6) 特定口座異動届出書
- (7) 非課税口座異動届出書
- (8) 未成年者口座異動届出書
- (9) 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄に関する異動申告書

(注) (1)、(5)又は(9)の申告書を受理した金融機関等は、その申告書に、その提出者の個人番号を付記することとなります。

また、(1)から(8)までの申告書等の提出の際に必要な本人確認書類の提示について、その申告書等の提出をする人の個人番号を証する書類の提示に代えて、その変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所が記載された住所等確認書類の提示ができることとされました。

6 配当等や無記名公社債の利子等について、その受領の都度告知等を要しないこととされる特例の適用を受ける人が、氏名又は住所の変更に係る告知等をする場合には、その人の個人番号の告知等を要しないこととされました(既に個人番号を告知済みの人に限りです。)

この改正は、平成30年(2018年)4月1日以後に氏名又は住所の変更等に係る告知等をする場合について適用されます。